



登録教習機関公示第260号

登録教習機関の登録事項変更の公示について

下記の機関について、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第77条第3項において準用する労働安全衛生法第47条の2の規定による労働安全衛生法第46条第4項第2号の事項の変更の届出があったので、労働安全衛生法第112条の2第2項第2号及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和47年労働省令第44号）第25条の3第2項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

登録番号	第24号・第25号・第27号・第30号・第135号・ 第162号
登録教習機関の名称	広島県
登録教習機関の住所	広島県広島市中区基町10番52号
変更事項	登録教習機関の代表者の氏名の変更
変更前	広島県知事 湯崎 英彦
変更後	広島県知事 横田 美香
変更する年月日	令和7年11月29日

令和7年11月26日

広島労働局長

